

議第23号

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年 2月20日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を改正する条例

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「補助を受けて」を「制度を活用し」に改める。

第3条第1項中「6分の1」を「8分の1」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

分担金は、移動通信用鉄塔施設整備事業に係る施設及び設備の設置の工事が完了した際に納入しなければならない。

第4条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第5条中「この条例において別に定めることとされている事項及び」を削る。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

提案理由

移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金の額を改定するとともに、当該分担金の納入時期を変更する必要があるので提案する。